

研究ノート：グローバル市場における 知的所有権管理について（その1） —カナダの医薬品アクセス体制（CAMR）の現状と課題—

石川理那・梶浦雅己

目 次

はじめに

I. CAMR の概要

II. CAMR 改正に関する議論とその現状

まとめ

はじめに

それぞれの知的所有権が保護されるべき最低水準（ミニマム・スタンダード）を規定する TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）が1995年に発足して以来、医薬品アクセスの改善は、発展途上諸国の悲願であった。特許権に関して20年の最低保護期間を規定する TRIPS 協定が発足したことに伴い、途上国の医療現場では、従来までは容易に入手することが可能であった安価なジェネリック医薬品¹⁾や特許保護期間中の医薬品のコピー版²⁾の入手が困難となり、人々が必要な医薬品を入手することができない、という状況に直面していたからである。

こうした状況に直面した途上国の人々等の声を

受けて、WTOが最初に医薬品アクセスの改善策を示したのが2001年のドーハ閣僚会議の際である。すなわちWTOは、自国で使用するのであれば、加盟国は必要な医薬品がたとえ特許保護期間中であっても、そのコピー版を製造することができることを改めて保障したのであるが、しかしこのことは更なる議論を生むこととなった。すなわち、自国でコピー版の医薬品を製造する能力のない国は、一体どうやって必要な医薬品を入手するのか、という問題（いわゆる「パラグラフ6問題」）である。

この問題の解決策をWTOが示したのが「2003年8月の決定」においてである。すなわちWTOは、必要な医薬品を製造する能力のない国は、その能力のある国に必要なコピー版医薬品を製造・輸出してもらうことを認めたのであるが（いわゆる「パラグラフ6制度」の創出）、これをどのように国内法で実施するかについては、各加盟国が決定しようとした。そしてこの決定の内容を、自国法で実施する意図を早々に表明した国の1つがカナダである。カナダ政府は2003年9月にこの意図を表明した後、2004年5月14日にAct to Amend the Patent Act and the Food and Drugs Act（一般的にはThe Jean Chrétien Pledge to Africa Actと呼ばれるが、具体的にはカナダ特許法第21条01から第21条2の「公共の健康問題に対処する国際的人

1) ジェネリック医薬品 (generic medicine 又は generic drug) とは、新規に開発された先発医薬品（新薬）と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果・用法・用量が原則的に同一であり先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品のことである。（厚生労働省 [2012].）先発医薬品には、販売後一定の独占販売期間が認められるため、ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許保護期間終了後に発売される。

2) ここで言う「特許保護期間中の医薬品のコピー版」とは、特許保護期間終了後に先発医薬品をコピーして製造される「ジェネリック医薬品」とは異なり、その保護期間中に先発医薬品をコピーして製造されるものである。以下本稿において、「CAMRで製造・輸出される医薬品」は、コピー版医薬品を示す。

道目的な特許の使用」を示す)を立法したが、この法律は、カナダがHIV/AIDS、マラリアそして結核等の公衆衛生上の危機に直面する開発途上国への医薬品又は医療機器(以下「医薬品等」とする)の供給をより簡単に実現するために、特許で保護された医薬品等のコピー版の輸出を認可する「カナダ医薬品アクセス体制」(Canada's Access to Medicine Regime: CAMR)の法的枠組みを規定している。CAMRの制定に関しては、カナダ政府だけでなく、カナダの先発医薬品製造企業とジェネリック医薬品製造企業の両方の代表に加えて、様々なNGOらも議論に参加した³⁾。

本研究ノートでは、CAMRという制度の概要に加えて、近年、とみにその必要性が訴えられているCAMRの改正に関する議論の現状を概説する。

I. CAMR の概要

CAMRを輸入国として利用できるのは、カナダ政府作成の「有資格国」(eligible countries)のリスト一覧に国名が記載されていて、かつ、輸入を希望する医薬品等を製造する能力を殆ど又は全く持たない国である⁴⁾。

1. CAMR を利用できる有資格国

CAMRはWTOの「2003年8月の決定」の内容を実施するために制定されたものではあるが、CAMRの「有資格国リスト」には、WTO加盟国以外の国も記載されている。そしてこの「有資格国リスト」を規定するカナダ特許法は、3種類の「有資格国」を規定している。

1つ目の「有資格国」が「特許法スケジュール2⁵⁾に記載されている国」である。ここには国連によって認定された後開発途上諸国が記載されており、これらの国々の中には、WTO加盟国とWTO非加盟国の両方が含まれている⁶⁾。現在、

ここには50カ国が記載されている。

2つ目が「特許法スケジュール3⁷⁾に記載されている国」である。ここに記載されているのは、WTO加盟国である開発途上国であり、WTOの「2003年8月の決定」を、以下の内容で利用するつもりかどうかを示していない国である。その内容とは、(1)特許保護期間中の医薬品を輸入すること、(2)公衆衛生の危機の場合にのみ特許保護期間中の医薬品を輸入すること、である⁸⁾。現在、ここには71カ国が記載されている。

3つ目が「特許法スケジュール4⁹⁾に記載されている国」であるが、ここには2種類の「有資格国」が記載されている。一つはWTO加盟国で、公衆衛生に危機が発生した場合にのみ特許で保護された医薬品を輸入する為に「パラグラフ6制度」を利用することを表明した国であり、もう一つは、WTOに加盟していない途上国で、OECDの公的開発援助の有資格国リストに掲載されている国である。現在、ここには21カ国が記載されている。

なおCAMRでは、輸入国の許可があれば、NGOも医薬品等の購入者として参加することができる¹⁰⁾。

2. 対象となる医薬品等

CAMRでは、特許法21条のスケジュール1に「適格製品(eligible products)リスト」を用意し、カナダの医薬品企業から輸入することができる医薬品等を記載している。しかし万一、希望する医薬品等が記載されていない場合には、輸入希望国、カナダの医薬品企業又はNGOが、カナダの産業大臣と保健大臣に、リストへの追加を申し入れることができる¹¹⁾。

スケジュール1は、途上国の公衆衛生事情の変化を反映するために、枢密院勅令(Order-in-Council)によって修正されることがあり、これ

3) Government of Canada [2008a].

4) Government of Canada [2009a].

5) An Act to Amend the Patent Act and the Food and Drugs Act (Paragraph 21.03(1)(b)).

6) Government of Canada [2008b].

7) An Act to amend the Patent Act and the Food and Drugs Act (Paragraph 21.03(1)(c)).

8) Government of Canada [2008b].

9) An Act to amend the Patent Act and the Food and Drugs Act (Paragraph 21.03(1)(d)).

10) Government of Canada [2006], p.3.

11) Government of Canada [2009b].

までに少なくとも2回、NGO等の要請に基づいて修正されている¹²⁾。

3. 通知 (Notification)

CAMRを輸入国として利用することを希望する国は、WTO又はカナダ政府に対して、幾つかの事柄について手紙を送付する形で通知しなくてはならない。この通知書には次の3つが記載されなければならない。それは(1)通知を行う国がどの医薬品等をどれだけの量必要としているのかということ、(2)通知を行う国において、その医薬品等が特許保護されていないこと、および(3)もし通知を行う国で、必要な医薬品等が特許保護されている場合には、強制実施権をすでに発動したこと、あるいは今後発動すること、である。

この通知は、輸入国がWTO加盟国である場合にはWTOへ、WTO非加盟国である場合にはカナダ政府へ行う。そしてWTO又はカナダ政府へと通知された情報は、WTO又はカナダ政府のウェブサイトに掲載される¹³⁾。

4. 売買契約の締結

CAMRを輸入国として利用することを希望する国は、それが必要とする医薬品等を製造してくれるカナダの医薬品企業を予め探し、売買契約(sales agreement)を締結する必要がある。輸入希望国がカナダの医薬品企業を探す際に、役に立つのがカナダの医薬品産業協会のリストである。このリストを見ると、協会に属するそれぞれの企業が、どの医薬品を製造しているかがわかる。またNGOも、これを探す手伝いをすることができることが規定されている。

この売買契約が成立すると、以後で必要とされる手続きは、カナダの医薬品企業が行うこととなる¹⁴⁾。そして次にカナダの医薬品企業が行うべき手続きとは、CAMRの下で輸入国が必要な医薬品等を製造・輸出するために、強制実施権¹⁵⁾

(compulsory license) 付与の許諾要件を満たし、必要な申請手続きを行なうことである。

5. 強制実施権付与許諾の条件と申請手続き (1) 要件

強制実施権付与の許諾申請を行なう企業が満たすべき主要な要件とは、①迂回防止措置(anti-diversionary measure)の採用、②ウェブサイトの開設、③カナダ保健省への通知、④関係者への通知、⑤特許権者とCIPOと呼ばれるカナダ知的財産事務局(Canadian Intellectual Property Office)への売買契約のコピー等の提出、⑥特許権者への特許権使用料(royalty)の支払い、である。

①の措置とは、カナダから輸出する医薬品等が、予め決められた輸入国以外の意図しない市場へと流出することを防止するための措置である。例えば医薬品の場合には、「XCL」(経口投与用固形薬)というマークが付けられ、かつ、輸出用に製造された医薬品が、カナダ市場で販売されている先発医薬品と一見して区別されるように、薬の色を変え、特定のラベルを貼り、そのラベルには輸出用の追跡番号等を記載する措置を採用することが必要となる¹⁶⁾。

②で開設されるウェブサイトには、カナダの医薬品企業がこれから製造・輸出する医薬品と輸出国の情報に加えて、一旦カナダより輸入国に向けて医薬品等が輸送されてからの状況が掲載される。具体的には、(ア)医薬品等の製品名や投薬方法、(イ)色や形などの特徴、(ウ)輸入国名、(エ)輸出される量、(オ)医薬品等がカナダから輸入国へ輸送される間にその製品に関わる全ての人や企業等の名称、(カ)個々の積み荷の輸出追跡番号と船荷証券の番号、である¹⁷⁾。

③では、医薬品等の製造開始する前と輸出の

12) Government of Canada [2006], p.4.

13) Government of Canada [2006], p.5.

14) Government of Canada [2008c].

15) 本来、医薬品等の特許発明の使用には、特許権者の許諾が必要であるが、一定の条件と手続の下では、政府(又は裁判所)が第三者に対して、特許権者の承諾なしに特許対象である発明を使用することを認め、実施許諾契約(ライセンス)を強制することができる。これを強制するために発動されるのが強制実施権であり、これが発動されると、特許権者は自らの発明が第三者に利用されることを余儀なくされる。(山根[2008], p.12.)

16) Government of Canada [2009c].

17) Government of Canada [2009d].

15日前に通知を行う。カナダ保健省は、輸出前に積荷の検査を実施することがある。

④では、輸入国（又はNGOなど輸入国政府以外が購入契約を結んでいる場合にはその購入契約者）および輸送される間にその製品に関わる全ての人や企業等に対して、輸出の15日前までに、出荷される製品の量を通知する。この通知は、後から追跡できるように書留郵便で送付されなければならない。

⑤は強制実施権の付与が許諾された日または売買契約に署名された日の遅い日にちから15日以内に、特許権者とCIPOに対して売買契約された量とその金銭的価値を通知する。この通知は、売買契約のコピーとともに提出されなければならない¹⁸⁾。

⑥の特許使用料は、規定の期間内に、規定の公式に従って算出された金額が支払わなければならない。この公式は、人道的かつ非営利的な観点から策定されたものである。

この公式では、強制実施権付与を許諾された者と輸入国との間で締結された売買契約の金銭的価値と、毎年変動する「国連人間開発指数」(United Nations Human Development Index: UNHDI) を乗算して特許使用料が算出される。国連開発計画 (United Nations Human Development Programme: UNDP) が毎年発表する各国の社会の豊かさや進歩の度合いをはかる包括的な経済社会指数である「人間開発指数」が用いられることにより、この指数がより低い国ほど、特許使用料は低く算出される。そしてこの公式に基づき計算されると、特許使用料は4%を上回ることはない。

その一方で、特許権者には、カナダ連邦裁判所に特許使用料の引き上げを求める権利が与えられている。こうした申立てがあった場合、輸入国におけるその対象製品の経済的価値だけでなく、人道的かつ非営利的な理由も考慮して判断される¹⁹⁾。

(2) 申請手続き

強制実施権付与の許諾申請は、TRIPS協定第31条（特許権者の許諾を得ていない他の使用）の規定に基づき行なわれるものである。これに従いカナダの医薬品企業は、特許権者から、輸入国が希望する医薬品等の製造許諾を得るために、事前にボランティアライセンス (voluntary license) を獲得する努力をした上で、その許諾が一定期間内に得ることができなかった場合には、強制実施権付与の許諾申請を行なう。ただし第31条 (b) が規定しているように、輸入国において、感染症の大流行といった国家の緊急事態 (national emergency) や極度の緊急事態 (extreme urgency) が発生している場合には、この申請手続きは免除される。

強制実施権付与の許諾申請書は、特許庁長官に提出する。ここでは、①認可申請 (application for authorization)、②申請者がボランティアライセンスについての交渉を試みたことが書かれている正式あるいは法的な告示書 (solemn or statutory declaration)、③申請者がこれから製造・輸出する製品に関する情報と、輸入国においてそれが特許保護されているか否かについて、④輸入国がWTO又はカナダ政府に提出した通知書の認証コピー²⁰⁾、を提出する。

①の認可申請には、次の5つが記載されていなければならない。すなわち、(ア) 認可を求める医薬製品、(イ) 製造する量、(ウ) その製品を保護する特許、(エ) その製品が輸出される国、(オ) その製品の購入者に関する情報²¹⁾、である。

②の告示書には、申請者が(ア) 少なくとも申請の30日前までに特許保有者からボランティアライセンスの獲得ができなかったこと、(イ) 特許保有者に申請時と同じ程度の情報を提供したこと²²⁾、の2点が含まれていなくてはならない。

③の製品に関する情報とそれが輸入国で特許保護されているか否かについては、上述のCIPOに

18) Government of Canada [2009e].

19) Government of Canada [2009f].

20) Government of Canada [2009g].

21) Government of Canada [2008d].

22) Government of Canada [2008e].

用意されている規定の書式を利用する形で特許庁長官に提出しなければならない²³⁾。

6. カナダ保健省による医薬品等の検査

CAMRの下で輸出される全ての医薬品等は、カナダの「食品医薬品法」(Food and Drugs Act)等が規定する基準を満たしているかを確認するために、カナダ保健省の検査を受けることが義務づけられている。この検査を経ることにより、輸入国はカナダが製造・輸出する医薬品等が、安全性・有効性および品質ともにカナダ市場で販売することを認可されたものと同じであることを保証される。

この検査を受けるためには、カナダの医薬品企業は医薬品等と一緒に、すでに強制実施権付与の許諾申請をしたかを記載した書類に加えて、上述の迂回防止措置を採用していることを示さなければならない。

検査が終了すると、カナダ保健省は、医薬品が規定を満たしたか否かを手紙で特許庁長官と医薬品企業に通知する。

7. 強制実施権の付与

上述の強制実施権付与の受諾申請手続きが滞りなく行なわれ、かつ、カナダ保健省の検査によって、医薬品等が必要な基準を満たしていることが確認されると、特許庁長官は強制実施権付与を許諾しなければならない²⁴⁾。

これが付与されると、カナダの医薬品企業は、特定国に特定量の医薬品等を製造・輸出することができるようになる。

8. 強制実施権の付与受諾期間

一旦付与された強制実施権の有効期間は2年間であるが、その2年の間に、当初予定されていた全ての量が輸出されなかった場合には、続く2年

間は更新されうる。

強制実施権は、次の4つの事柄のうち最も早い時期に生じた場合を以って終了となる。それは、(1) 予め規定されている強制実施権の有効期限が切れたとき、(2) 特許庁長官が、強制実施権の付与受諾対象となった製品に関して、「食料医薬品法」とそれに関連する規制の要件に満たなくなったという通知をカナダ保健省より受け取った日、(3) 輸出を承認された量の最後が出荷されたとき、あるいは(4) その対象製品が上述のスケジュール1から除外された日あるいは輸入国が上述のスケジュール2～4より除外された日の30日後、である²⁵⁾。

これ以外にも、強制実施権が終了となる場合が2つある。それは、特許権者が裁判所に強制実施権の終了命令を求めた場合、および、「信義誠実条項」(Good Faith Clause)に基づき、特許権者が異議申立てを行なった場合である。以下ではこの2つの場合について述べる。

9. その他で強制実施権が終了となる場合

(1) 特許権者が裁判所に強制実施権の終了命令を求めた場合

強制実施権付与を受諾された者が、特許権者に対して必要な情報を提供しなかったり、規定の特許使用料の支払いをしなかったことを証明することができる場合、特許権者はカナダ連邦裁判所に強制実施権の終了命令を求めることができる。

また特許権者が、医薬品等の輸出に関して、次の事柄を証明することができる場合も、同様の命令を求めることができる。それは、①WTOの「2003年8月の決定」に反する方法で再輸出された場合、②輸出を許可された国以外に輸出された場合、③輸出を許可された以上の量が輸出された場合、④WTO非加盟国に商業目的で輸入された場合、⑤前述の「迂回防止措置」の採用に失敗した場合、である²⁶⁾。

23) この書類の入手は、以下より行う。Canadian Intellectual Property Officeのホームページ内の“Obtaining an Authorization in Canada,” <http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00119.html#form3>

24) Government of Canada [2008e].

25) Government of Canada [2009h].

26) Government of Canada [2009i].

(2) 信義誠実条項 (The good Faith Clause)

CAMRには「信義誠実条項」が含まれているが、これはWTOの「2003年8月の決定」で採用されたものであり、その目的は、この決定が公衆衛生問題を扱う上で「善意で」(in good faith) 利用されるべきであって、商業目的で利用されるべきではないことを周知するものである。

CAMRに導入された「信義誠実条項」によって、特許権者には、一旦付与許諾された強制実施権が、人道目的のためというよりもむしろ商業目的で利用されていると思う場合に、カナダ連邦裁判所に異議申立てをする権利を与えられている。ただしこの異議申立てを行う場合、特許権者は、強制実施権付与受諾の対象とされた医薬品等の平均価格が、カナダで特許保護されている同等の製品の平均価格の25%又はそれ以上であることを証明しなければならない²⁷⁾。

II. CAMR 改正に関する議論とその現状

上述のような諸手続きを規定するCAMRは2005年5月に発効したものの、現在までのその利用実績は、1件(カナダ最大のジェネリック医薬品製造企業であるApotex社が、2008年9月から2009年9月にかけてルワンダにHIV-AID薬のTriAvirを製造・輸出した事例)に留まっているのが実情である。そしてこの1件こそが、WTOにおける唯一の「パラグラフ6制度」の利用事例となっている。

こうした事情の下で、2007年2月には、カナダの外務国際貿易省の常任委員会がCAMRの改正を要求したが、実際に改正のための法案がカナダ議会に提出されるようになったのは、Apotex社がルワンダへと輸出を行なっている間のことであった。そして以降の法案には、NGOらが提案している“one license solution”という方式が盛り込まれている。

現在のCAMRの下では、前述の手続きを経て

強制実施権の付与が受諾されても、予め決められた国へ、規定された一定量の医薬品を輸出することしかできない。しかしこの“one license solution”方式では、カナダの医薬品企業が特許庁長官に特定の医薬品の輸出許可申請を行い、一旦それが許可されると、企業は許可を受けた医薬品を全ての「有資格国」へと量を予め決めることなく輸出することが可能となる²⁸⁾。

この方式を含んだ法案が初めて提出されたのは、2009年3月のことである。すなわち、S-232法案がカナダ上院へ提出された。その後2009年5月25日には、S-232法案と同じ内容を含むC-393法案が下院へと提出されたが、S-232法案は2009年12月30日に、C-393法案は下院を経て上院へ提出されたものの、2011年3月25日に廃案となった²⁹⁾。

その後2012年2月16日には、やはりこれまでの法案と同様に“one license solution”方式を含むC-398法案が下院に提出されたが、2012年11月28日に否決され、NGOに加えてUNICEFまでもが失望を表明した³⁰⁾。

まとめ

CAMRはWTOの決定に基づき発足されたものでありながら、WTO加盟国以外も輸入国としてこの制度を利用できるようにしている。

輸入国がCAMRの下で製造・輸出をしてもらうことが可能であるのは、「適格製品リスト」に記載されている医薬品又は医療機器である。そして輸入国が希望する医薬品等がこのリストに掲載されていない場合には、申請をすれば、それを追加してもらうことも可能である。

輸入国側が取るべき必要な手続きは、2つである。一つはWTO又はカナダ政府に対してCAMRを通じて医薬品等を輸入することを希望している旨を通知することであり、もう一つは、必要な医薬品を製造・輸出してくれるカナダのジェネリッ

28) The Canadian HIV/AIDS Legal Network [2012].

29) The Canadian HIV/AIDS Legal Network [no date].

30) Unicef Canada [2012].

27) Government of Canada [2009].

ク医薬品企業を探すことである。

そしてカナダの医薬品企業は、各種の強制実施権付与の許諾要件を満たすと共に、強制実施権付与の許諾申請を行なう必要がある。この要件には、迂回防止策を講じたり、自らウェブサイトを開設して、輸出終了までの間、逐次情報開示する場を設けること等も含まれる。加えてこれから輸出される医薬品等に関して、カナダ保健省の検査も受ける必要がある。

その後強制実施権の付与が許諾されると、カナダの医薬品企業は、特定の医薬品等を特定量製造し、それを必要とする特定の輸入国へと輸出することができるようになる。

以上がCAMRが定める規定の概要であるが、CAMRに関しては、2009年から“one license solution”方式を含んだ法案がカナダ議会に幾つか提出されている。これは、現行のCAMRの下では、一つのライセンス(強制実施権)を獲得できても、製造・輸出が許可されるのは、あくまで特定の一国に一定量の医薬品等に限定されている点を改善するためのものである。現在のCAMRでは、保健省の検査が行なわれることによって、途上国は一定基準を満たした良質の医薬品等の確保さが保証されている一方で、医薬品を製造・輸出するジェネリック医薬品企業からすると、規模の経済を達成することはできないことから、殆どボランティアとしての参加を強制されている状態となっている。この方式がCAMRに導入されれば、規模の経済が実現されることにより、やがては人道的かつ非商業的な目的で行なわれる医薬品等の製造・輸出も、一つの新しいビジネスとしてカナダで成立することにつながるのではないだろうか。

【参考文献一覧】

ー日本語文献ー

- ・厚生労働省 [2012], 「ジェネリック医薬品への疑問に答えます～ジェネリック医薬品Q&A～」, Retrieved on July 20, 2014 from http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryoudl/jene-qa.pdf

go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryoudl/jene-qa.pdf

- ・山根裕子 [2008], 『知的財産権のグローバル化ー医薬品アクセスとTRIPS協定』岩波書店。

ー外国語文献ー

- ・ Elliot, R and Morrison, C [2010], “Making CAMR Work: Streamlining Canada’s Access to Medicines Regime Brief to the House of Commons Standing Committee on Industry, Science and Technology regarding Bill C-393,” Retrieved on August 6, 2014 from http://www.aidslaw.ca/EN/camr/documents/CHLN_BillC-393_INDUBrief_21Oct2010_EN.pdf
- ・ Government of Canada [2009a], “CAMR, Eligibility,” Retrieved on July 26, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/countr-pays/elig-admis/index-eng.php>
- ・ Government of Canada [2009b], “Requirements for Importing Countries,” Retrieved on July 27, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/countr-pays/import/index-eng.php>
- ・ Government of Canada [2009c], “Anti-diversionary Measures,” Retrieved on July 28, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/req-exig/anti-eng.php>
- ・ Government of Canada [2009d], “Conditions of Compulsory Licences,” Retrieved on August 3, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/req-exig/conditions-eng.php>
- ・ Government of Canada [2009e], “Meeting the Terms and Conditions of a Compulsory Licence,” Retrieved on August 5, 2014 from http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/applic-demande/conditions_map-schema-eng.php
- ・ Government of Canada [2009f], “Royalty Payment,” Retrieved on August 3, 2014 from http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/applic-demande/royal_pay-verse_redev-eng.php
- ・ Government of Canada [2009g], “Submitting an Application,” Retrieved on August 2, 2014 from

- <http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/applic-demande/submit-present-eng.php>
- Government of Canada [2009h], “Conditions of Compulsory Licences,” Retrieved on August 3, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/req-exig/conditions-eng.php>
 - Government of Canada [2009i], “Termination of an Authorization by the Federal Court of Canada,” Retrieve on August 5, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/req-exig/termin-annul-eng.php>
 - Government of Canada [2009j], “Good Faith Clause,” Retrieved on August 5, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/req-exig/good-bonne-eng.php>
 - Government of Canada [2008a], “CAMR, Introduction,” Retrieved on July 26, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/intro/index-eng.php>
 - Government of Canada [2008b], “Eligible Countries,” Retrieved on July 26, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/countr-pays/elig-admis/countr-pays-eng.php>
 - Government of Canada [2008c], “Finding a Drug Company,” Retrieved on August 1, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/countr-pays/import/compan-entrepris-eng.php>
 - Government of Canada [2008d], “Applying for Authorization,” Retrieved on August 2, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/compan-entrepris/form/authoriz-autoris-eng.php>
 - Government of Canada [2008e], “Canada’s Drug and Medical Devices Review Process,” Retrieved on August 2, 2014 from <http://www.camr-rcam.gc.ca/countr-pays/elig-admis/process-eng.php>
 - Government of Canada [2006], “Canada’s Access to Medicine Regime-Consultation Paper,” Retrieved on August 9, 2014 from http://www.camr-rcam.gc.ca/review-reviser/camr_rcam_consult-eng.pdf
 - The Canadian HIV/AIDS Legal Network [2012], “Bill C-398 to Fix Canada’s Access to Medicines Regime (CAMR): How Does This New Bill Differ from Previous Bill C-393?” Retrieved on August 6, 2014 from <http://sagecollection.ca/en/resources/bill-c-398-fix-canadas-access-medicines-regime-camr-how-does-new-bill-differ-previous-bill>
 - The Canadian HIV/AIDS Legal Network [no date], “History of CAMR Reform,” Retrieved on August 6, 2014 from <http://www.medicinesforall.ca/history.php>
 - Unicef Canada [2012], “UNICEF Canada disappointed Bill C-398 – Medicines for All Legislation – does not pass second reading in Parliament,” Retrieved on August 9, 2014 from <http://www.unicef.ca/en/press-release/unicef-canada-disappointed-bill-c-398---medicines-for-all-legislation---does-not-pass->